

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年6月3日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本人の能力（生活面全般）において父（請求人）が間違えて認識しており、調査報告をしてしまった。

排便、風呂、衣服着脱、歯磨き、明日の学校の支度等、基本的な事を出来るとしているが、よく観察すると出来ていない。やっていない（のに）やったフリをしたりしている。見守り、助言をしないと出来ない。判定員の方は学習面をWISCの結果等はほぼ見ない、聞かない感じであった。調査時にお話をして出来ていた事の半分以上は出来ていなくて、この先不安しかない。再度お願いする。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月11日	諮問
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 都要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達条件（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、知事に申請しなければならないとしている。

都要綱3条4項及び4条は、申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び当該知的障害者が6歳から17歳までである場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6歳～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。
- (3) 都要綱5条1項は、知事は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度

から4度までに該当すると認めるときは、判定機関の長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数は、「1度（最重度）」から「4度（軽度）」までに区分され、4度（軽度）の判定内容は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」とされており、上記各度数及び程度不明のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとしている。

そして、都要綱5条3項は、同条1項の規定により、交付申請を却下するときには、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとするとしている。

- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 本件処分について

次に、児相所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

田中ビネー式知能検査の結果は、IQ85と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」の区分を上回っていることから、「非該当」と判定されている。

イ 「学習能力」について

子は覚えることには時間がかかるものの、文字については、小学校3年生程度の漢字の読み書きができる。また、数についても、掛け算では3桁×2桁の計算や、割り算では2桁÷2桁が可能である。理科・社会は100点を取れていたこともある。以上のことから、学習能力は「非該当」と判定されている。

ウ 「作業能力」について

検査場面で、図形の模写や線を描くことなどは、正確に描きたい様子で、定規や消しゴムを要求している。検査では手書きであるが、ひし形など丁寧に描写できている。身体運動面でも年齢に比べて大きな遅れは見られていない。家ではゲームをしたり、休日に請求人とスポーツで体を動かして遊んだりしている。以上のことから、作業能力は「非該当」と判定されている。

エ 「社会性」について

小学校は特別支援級に通い、友人もいる等、対人関係の一定の維持は可能である。判定場面でも、学校で取り組んでいることや好きな教科について話している。検査にも意欲的に取り組んでいる。家でゲームをしたり、休日に請求人とスポーツで体を動かして遊んだりしている。以上のことから、社会性は「非該当」と判定されている。

オ 「意思疎通」について

判定場面において、児童心理司との会話のやり取りは滑らかである。検査の教示文が長くなったり、伝えることが複数になったりすると時間はかかるが、話の理解力もある。イラストを見てその場面の状況を説明する問題などは比較的得意な様子も窺えた。以上のことから、意思疎通は「非該当」と判定されている。

カ 「身体的健康」について

胎生期、出生期とも特に異常は見られていない。てんかんもなく、服薬もない。これまで大病を患ったこともない。以上のことから、身体的健康は「非該当」と判定されている。

キ 「日常行動」について

年に数えるほどの夜尿が続いていたが、最近は大丈夫とのことである。判定場面での行動観察でも検査には意欲的に取り組む等、子の言動に大きな問題は見られていない。子は学習面で覚えることに時間がかかるため、学校から帰宅後は、学校の課題や音読、文章を書く練習を請求人が付きっきりで毎日2時間ほど繰り返し行っており、請求人が子の特性を理解して丁寧に養育している様子がうかがえる。以上のことから、日常行動は「非該当」と判定されている。

ク 「基本的生活」について

食事では箸を使用し、服の着脱でまれにボタンの掛け違いや前後を反対に着てしまうことがあるようだが、その他ADL（日常生活

動作)は概ね年齢相当と思われる。以上のことから、基本的生活は「非該当」と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目全て非該当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び子に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、児相における専門的見地からの判断として合理性のあるものということができる。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「境界域知能」と、心理学的所見欄には「CA10:9 MA9:2 IQ85 田中ビネー式」と、社会診断所見欄には「愛の手帳には該当しないが、今後も本児の特性に合わせた丁寧な養育が望まれる。」と、それぞれ記載されている。

(3) 総合判定

本件申請は、6歳から17歳までの児童からの新規申請であることから、総合判定に当たっては、子が現在、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあることを確認する必要がある(上記1・(1))。

上記(1)及び(2)の記載内容にある知能測定値、その他のプロフィール並びに医学的、心理学的及び社会診断的所見を総合すると、子の知的障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「1度(最重度)」ないし「4度(軽度)」及び「程度不明」のいずれにも該当しないから、子の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、第3のことから、本件処分の違法性、不当性を主張する。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判断して決定されるものであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1及び別紙2 (略)